

学校いじめ防止基本方針（長泉町立長泉中学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。いじめられた子どもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

以上の考により、本方針を策定する。また、策定後はホームページ等で公表するとともに、その内容を、入学時や各学年の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明していく。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が苦痛を感じているもの」を言う。

3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員

構成員：校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、関係学級担任

(2) 拡大いじめ防止対策委員会

ア 構成員：いじめ防止対策委員 + 外部専門家

(ア) スクールカウンセラー、心の教室相談員

(イ) 長泉町教育委員会教育推進課

イ 場合によって

(ア) 民生児童委員、

(イ) 長泉交番長、裾野警察署員

(ウ) 学校評議員、PTA会長 等

(エ) 臨床心理士、児童福祉担当

(オ) 保健師 等

4 いじめ防止等のための対策

(1) 人権教育の推進

ア 道徳教育の充実

いじめ未然防止の観点から、生徒の人間関係を構築する能力の素地として、生徒の自己肯定感を高めるために、下記の(ア)～(エ)の考えを基に教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。

- (ア) 「いじめをしない」「いじめを許さない」という心を育てる。
- (イ) 相手の心の痛みを理解することができ、互いに他を認め合うことのできる生徒と集団を育成する。
- (ウ) いじめ問題について生徒が正しく理解し、互いの人権を尊重できる精神を培う。
- (エ) 命を大切に作る心を育てる。
- (オ) 思いやりのある正しい言葉遣いや言葉の持つ力をあらゆる機会に指導する。
- (カ) 各教科及び、道徳の年間計画にいじめ根絶を位置づけ、計画的な指導を推進する。

イ 人間関係づくりプログラムの実施

(ア) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- a 「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- b 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(イ) 直接体験の場や機会を通して

- a 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

ア 「いじめ撲滅運動」の実施（児童会・生徒会等）

学校の生活環境を考えるうえで、いじめについて全校で考え、その要因を減らすためにできることを、考え実行することで環境を整えていく。

イ 縦割り活動、委員会活動、学級活動、学年集会等

- (ア) 縦割り活動として、TPOを意識した関わりをすることで、生徒同士がお互いに相手を尊重する姿勢を育む。
- (イ) 委員会活動、学年委員会などで、思いやりを高める案や、言語環境を考える機会を設定しいじめの要因を減らしていく。
- (ウ) 学級活動では、話し合い活動として各学級の実態に応じた課題を設定し、生徒一人ひとりが過ごしやすい環境をつくり上げていく。

(3) 保護者や地域への啓発

ア 学校だより、学年だより等による広報活動

生徒の活躍の場面や学校の様子を知らせるとともに、いじめ撲滅に対する学校の姿勢を広報していく。

イ PTA 理事会、長中ネットワーク等による報告・連携

学年・学校の様子を報告するとともに、地域・家庭での生徒の情報を得る機会としていく。また、長中ネットワークにおける町内外部機関との連携により登下校や夜間・休日の生徒の様子をつかみ、早期発見に取り組んでいく。

ウ PTA 総会でのいじめ撲滅への取組の周知

PTA 総会、学級・学年懇談会において、いじめ撲滅への取組を周知するとともに情報を得る会としていく。

エ 地域ボランティアとの連携

朝の登校状況で気になることの連絡をしていただく。

(4) いじめに関する教職員の研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や、対応力を高める研修を計画的に行う。

ア 職員会議

(ア) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：…情報の共有、報告・連絡・相談・確認の徹底、共通理解

(イ) 取組評価アンケートの実施、結果の検証：…実施の集計・事実確認・経過措置観察・見届け

イ 校内研修

(ア) 「わかる授業を進めること」（全ての生徒が授業に参加する。活躍の場面をつくるための授業改善）

授業規律：…チャイム着席、発表の仕方・聞き方、授業に取り組む姿勢等。充実した授業

(イ) 生徒指導・教育相談に係る研修

生徒理解など：…顔を見て出席の確認を行う、個人ノートを活用する等、積極的に活用する。

(ウ) 情報モラル研修：…インターネット・メールを利用した「いじめ」を認識し、携帯インターネット安全教室の活用や、情報モラル教育を進める。

(5) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要がある。また、けんかやふざけ合いの行為もいじめか否か判断していく必要がある。

ア アンケートの実施

(ア) 月 1 回実施

いじめの有無、内容、周りの仲間の様子、長中生の様子等について毎月 1 回アンケートを実施する。

(イ) 実施後集計し、集計結果を基にいじめ防止対策委員会で、対策を検討する。

生徒の記載内容を担任が確認し、いじめと思われる内容については、その後、ただちに対策を講じる。

イ 担任による教育相談の実施

年 2 回実施する。

担任等による教育相談を年 2 回実施し、担任と生徒のリレーションを深める。

ウ 心の教室相談員による教育相談の実施

カウンセリングルームの利用について、全生徒・保護者、職員に周知・啓発し、個の実態に応じた心の教室相談員による教育相談を実施する。

(6) いじめに対する措置

ア いじめの情報を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。また、いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、その行為には早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなどを発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、^{しんし}真摯に^{けいちょう}傾聴したりする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

イ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒を定められた期間で原則として校内謹慎とすることにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制を作る。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（優しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

エ いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

(ア) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(イ) 事実関係を聴取した後は、^{じんそく}迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに継続的な助言を行う。

(ウ) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達

- に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (エ) 犯罪行為して取り扱われるべきいじめについては、教育推進課（教育委員会）及び裾野警察等と連携して対処する。
- (オ) 「いじめが解消している状態」とは、「いじめに係る行為が、少なくとも3か月を目安として止んでいること」「いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと」の2点が満たされていることとする。

(7) 重大事態への対処

① 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合とする。

- (ア) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・子どもが自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金銭を奪い取られた場合 等
- (イ) 欠席の原因が、いじめであると思われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- (ウ) 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

② 調査

重大事態が発生した場合には長泉町教育委員会に報告し、教育委員会の指示に従い調査を行う。

調査組織が町教育委員会の場合は全面協力し、学校の場合は町教育委員会の指示の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。調査結果は、町教育委員会が町長へ報告すると共に、町教育委員会または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

③ 対応

ア 基本的な対応

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・管理職へ正確な情報を迅速かつ確実に伝える。・C R T派遣要請等を念頭に置く・子ども、保護者へ正確な情報を迅速かつ確実に伝え、二次被害を防止する。 |
|--|

イ 校内の組織体制と役割分担

A 管理職

- ・校内の統制と指揮
- ・学外への緊急支援要請
- ・報道機関への対応
- ・危機管理経過の整理
- ・教職員の健康チェック 等

B 学年学級担当

- ・個々の生徒への対応
- ・保護者への連絡
- ・教室でのケア 等

C 生徒指導担当

- ・全校生徒への対応
- ・学校での実践的対応
- ・警察等関係機関との連携

D 養護教諭・教育相談担当

- ・応急処置と心のケア
- ・スクールカウンセラー・医療機関との連携

ウ 説明責任、報道機関への対応

A 情報の公開

個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応する。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合、その旨を説明し、理解を求める。

B 誠意ある対応

報道を通じて、事件・事故の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明できる機会となる。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるよう誠意をもって対応する。

C 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

D マスコミへの対応

(ア) 窓口の一本化

取材要請があった場合、教育委員会と連携し、窓口の一本化を図る。

(イ) 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、子どもの動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するよう依頼する。

(ロ) 明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。

E 保護者への対応

(ア) 趣旨の説明

子どもを守り、よりよい方向へ導くという保護者と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図る。

(イ) 情報の提供

すべての子どもや保護者の心情、背景など教育的な配慮の下、正確な情報を伝える。

(ロ) 対応策の提示

保護者の信頼が得られるよう今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。

(8) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込み等の対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだものへの対応については、必要に応じて、教育推進課・裾野警察署・サーバー管理会社等、外部機関と連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- ③ 情報モラル教育を進めるため、教科「技術・家庭」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

いじめ発見のポイント

資料

いじめ問題の解消を図るためには、何より早期にいじめを発見することが大切です。いじめは長泉中職員や保護者に見えないところで行われていることが多く、職員は「自分の学級・学年・学校・部活に、今もいじめに苦しんでいる生徒がいるのではないか」との意識を持って早期発見に努めなければなりません。

そのためにも、生徒との触れ合いの時間を多くし、日常的な観察等を通して、いじめを見抜く鋭い感覚を身に付ける必要があります。

学校での様子から

場面等	観察の視点（例）
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> 理由もなく、一人で朝早く登校する。 一緒に登下校する友達が違ってくる。 教職員と視線を合わさないようになる。 元気がなく浮かない顔をする。挨拶をしなくなる。 特に用事もないのに、教職員に近づいてくる。
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> 遅刻、欠席が増え、理由を明確に言わない。 体調不良（頭痛・腹痛・吐き気等）を訴える。 表情が暗く、どことなく元気がない。
授業の開始前	<ul style="list-style-type: none"> 担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 用具、机、いすなどが散乱している。 席を替えられている。 周囲が何となくざわついている。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> 授業道具等の忘れ物が目立つ。 頭痛、腹痛等を頻繁に訴え、保健室によく行くようになる。 周囲の状況に関わらず、一人でじっとしている。 教科書、ノート等に落書きが目立つ。 他の生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。 発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。 特定の生徒の机との距離を離す。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> 一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。 用もないのに職員室等へ来たり、階段や廊下を一人で歩いていたりすることが多い。 遊びと称して、友達とふざけあっているが、非常が暗い。 遊びの中でいつも同じ役をしている。 お金や物品の受け渡しを行っていることがある。
給食時	<ul style="list-style-type: none"> 嫌われるメニューの時、多く盛られる。 食べ物にいたずらをされる。 その生徒が配膳すると嫌がられる。
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> 目の前にゴミを捨てられることがある。 人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人でしたりする。 友達に誘われてさぼることが多くなる。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> 持ち物がなくなったり、掲示した作品などにいたずらをされたりする。 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。 靴や傘が隠されていることがある。 急いで一人で帰宅したり、みんなが帰るまで帰宅しなかったりする。 教職員の近くから離れようとしめない。

